

平成 24 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 I H I 運搬機械株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大 坪 英 志
(コード 6321 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役総務人事部長 岡 野 弘 道
(T E L . 03-5550-5321)

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 5 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、および全部取得条項付普通株式（下記「 1.(1) 変更の理由」の において定義いたします。）の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・ 当社完全子会社化のための定款一部変更の件

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件 - 1」）

(1) 変更の理由

平成 24 年 3 月 17 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社 I H I による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社 I H I（以下、「I H I」といいます。）は、平成 24 年 2 月 6 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 24 年 3 月 16 日に終了しております。本公開買付けの結果、I H I は、平成 24 年 3 月 23 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 27,632,369 株（注）（平成 24 年 3 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：97.48%）を保有するに至っております。

平成 24 年 2 月 3 日付の I H I プレスリリース「当社上場子会社である I H I 運搬機械株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社と I H I は、両者を取り巻く事業環境が急速に変化を続ける中、市場環境と競争競合構造の変化に機敏に対応していくことが、さらなる事業成長軌道に乗せるためには必要であるとの共通認識のもと、平成 23 年 9 月頃より、I H I グループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制の構築について協議・検討を行いました。その結果、当社と I H I は、一層のグローバル展開を推し進めるためには、長期的な視点に立ち、I H I グループ全体で機動的なリスクテイクを可能とする環境を整備していくことが必要であり、また、グループ全体での柔軟な資源配分を行い、シナジー効果を創出するためには、グループ一体となった事業運営のベクトルの統合、および長期的な視点に立ったより高次なレベルでの大胆かつ機能的な戦略策定と実行が必要であると認識いたしました。I H I は、かかる認識に基づき、当社と I H I の事業の成長と加速を確かなものとするためには、当社を I H I の完全子会社とすることが最善であると判断し、その一環として、本公開買付けを実施いたしました。

一方、当社といたしましても、平成 24 年 2 月 3 日付の当社プレスリリース「支配株主である株式会社 I H I による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下、「平成 24 年 2 月 3 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、当社および I H I から独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティングより取得した当社株式に係る

株式価値算定書、当社およびIHIから独立した当社独立役員である社外監査役前田恵三氏から取得した、本公開買付けおよびその後の一連の取引（以下、「本取引」といいます。）ならびに本公開買付けに関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見、上記社外監査役前田恵三氏の監査のもとでIHIとの交渉等を行った取締役上沼繁夫氏からの報告、当社およびIHIから独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から得た法的助言等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件等について慎重に検討した結果、本公開買付けは当社の企業価値向上および株主共同の利益の観点から有益であるとともに、本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。当社は、本取引を通じてIHIの完全子会社となることが、当社の企業価値の最大化のために最善の方法であるとの判断に至っております。

以上の理由により、当社は、本臨時株主総会および本種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、IHIの完全子会社となるために、本取引の一環として、以下の から の 手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

当社の定款の一部を変更して、下記（2）記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下、「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

上記 による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

会社法第171条第1項並びに上記 および による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付いたします。なお、IHI以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をIHIに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に670円（本公開買付けにおける1株当たりの公開買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もありません。

「定款一部変更の件 - 1」は、本完全子会社化手続のうち上記 を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式

を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。また、これまで当社は、当社の定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件-1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(注) 平成24年2月3日付当社プレスリリースにて公表しておりますとおり、平成24年2月3日現在、当社の株主名簿上、IHIの所有する株式数は、19,057,421株と記録されており、IHIが認識している19,055,421株よりも2,000株多い株式数となっております。株主名簿の記録とIHIの認識に齟齬が生じた原因は必ずしも明らかではないものの、IHIが平成8年頃に売却した株式について、事務手続上の問題により株主名簿の名義書換えがなされていなかった(いわゆる失念株)可能性が高いと考えているとのことです。そして、IHIは、その認識に従い、IHIの所有する株式数を19,055,421株として本公開買付けの各手続を行ったとのことであり、上記27,632,369株は、当該19,055,421株に本公開買付けによりIHIが取得した8,576,948株を合計した株式数となっております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款 規 定	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 99,684,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 99,684,000株とし、 <u>発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は99,683,900株、第6条の2に定める内容の株式(以下、「A種種類株式」という。)は100株とする。</u>
(新 設)	<u>(A種種類株式)</u> 第6条の2 当社は、 <u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円以下、「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株</u>

現行定款規定	変更案
<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p><u>式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会) <u>第18条の2 第12条第2項、第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申しあげました本完全子会社化手続のうちを実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、IHI以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案ど

おり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件 - 2」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 24 年 6 月 22 日をもって、その効力が生じるものいたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

「定款一部変更の件 - 1」による変更後の定款規定	追加変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(全部取得条項)</p> <p><u>第 6 条の 3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 690,809 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p>

・全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件 - 1」でご説明申しあげておりますとおり、当社は、本取引を通じて I H I の完全子会社となることが、当社の企業価値の最大化のために最善の方法であるとの判断に至り、本完全子会社化手続を実施することいたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件 - 1」においてご説明申しあげました本完全子会社化手続のうち を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件 - 1」および「定款一部変更の件 - 2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件 - 1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 690,809 分の 1 株の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされる A 種種類株式の数は、上記のとおり、I H I 以外の各株主の皆様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を I H I に売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 670 円（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件 - 1」および「定款一部変更の件 - 2」による変更

後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、当該取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成24年6月22日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」および「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3. 上場廃止の予定

当社普通株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになりますので、平成24年5月18日から平成24年6月18日まで整理銘柄に指定された後、平成24年6月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

・本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本臨時株主総会および本種類株主総会基準日設定公告	平成24年3月16日(金)
本臨時株主総会および本種類株主総会基準日	平成24年3月31日(土)
本臨時株主総会および本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成24年4月9日(月)
本臨時株主総会および本種類株主総会開催日	平成24年5月18日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成24年5月18日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年5月18日(金)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年5月21日(月)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の公告	平成24年5月21日(月)
当社普通株式の売買最終日	平成24年6月18日(月)
当社普通株式の上場廃止日	平成24年6月19日(火)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付に係る基準日	平成24年6月21日(木)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成24年6月22日(金)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成24年6月22日(金)

・支配株主との取引等に関する事項

上記「 ．全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得（以下、「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、平成 23 年 10 月 3 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、I H I との間の取引については、いずれの取引においても当社の規程や基準に則り、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様に行うこと、および、不動産売買等、重要性の高い取引等が発生したときは、他の資本関係のない会社との取引同様に、外部の第三者機関の評価等により、取引価格を決定することとしております。

この点、当社は、本取得を実施するにあたり、以下の対応を行っております。

まず、I H I が当社を完全子会社化する本取引の一環をなす本公開買付けの公正性を担保するための措置として、当社は、平成 24 年 2 月 3 日付当社プレスリリースの「2(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり措置を講じております。この点、当社は、同プレスリリースの「2(3) 当社における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」に記載のとおり、平成 24 年 2 月 3 日、当社の支配株主である I H I と利害関係を有しない社外監査役前田恵三氏から、本公開買付けを含む本取引について、(a) 本取引は、I H I グループ全体の経営資源の有効活用により当社の競争力の強化と事業の拡大を図ること等を目的とするものであるところ、かかる目的は正当であり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的は認められないこと、(b) 本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は、社外監査役前田恵三氏の監査のもと、少数株主の利益に配慮して行動した取締役上沼繁夫氏が I H I との間で真摯に協議・交渉を行った上で最終的に決定されていること、並びに、本公開買付け価格およびその後の全部取得条項付普通株式を利用したスクイズアウトの際に当社の株主の皆様最終的に交付される金銭の額の算定の基準となる予定の価格については、独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティングの株式価値算定書の評価額のレンジの範囲に位置し、かつ当社から委嘱を受けた取締役上沼繁夫氏が I H I との間で行った協議・交渉を踏まえて最終的に提案された価格であり、取締役上沼繁夫氏がその協議・交渉において当社少数株主の利益に配慮して行動したことの説明に納得することができたこと、などからすれば本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は妥当であること、(c) 本取引が当社の株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの利益に照らし、当社の企業価値の向上に資すること、などの諸般の事情を総合考慮した結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、本公開買付けに対して公表する当社意見は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の当社取締役会宛の意見を入手しております（なお、当該意見が本取得を含む本取引に係るものであることから、当社は、本取得の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。）

また、当社は、本取得の公正性を担保するため、上記「 ．1．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」に記載のとおり、A 種種類株式を I H I に売却することによって得られた金銭をその端数に応じて各株主の皆様へ交付する際に、各株主の皆様へ交付される金銭の額について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付け価格と同額である 670 円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されるように設定することを予定しております（ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。）

さらに、当社の社外取締役である土田剛氏は I H I の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本日付の当社取締役会における本取得の実施に係る議案の審議および決議に参加しておらず、また、当社の社外監査役である山根秀行氏および渡辺寛氏は I H I の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本日付の当社取締役会における本取得の実施に係る議案の審議に参加しておりません。なお、当該議案につきましては、上記土田剛氏を除く取締役の全員一致により決議しており、上記山根秀行氏および渡辺寛氏を除く全ての監査役は、当該決議について異議がない旨の意見を述べております。

かかる取締役会の決議の方法その他の本取得の手續等に関しては、当社およびI H Iから独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所の法的助言を得ております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、本取得の実施は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」にも適合するものであると判断しております。

以 上